

令和 8 年 6 月作成版

介 護 保 険 住宅改修の手引き



埼玉県比企郡鳩山町

長 寿 福 祉 課

目 次

(1)介護保険における住宅改修費の概要	P1
(2)対象となる工事	P2
(3)住宅改修から改修費支給の流れ	P4
(4)申請書類	P5
(5)記入例	P8
(6)支給限度基準額のリセット	P24
(7)よくある質問(※準備中)	P25
(8)問合せ先	P25

(1)介護保険における住宅改修費の概要

介護保険における住宅改修費の概要については、以下のとおりです。

項目	内容
制度	「住宅改修費」とは、介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている被保険者(以下、本手引きにおいて「利用者」という。)が、住み慣れた自宅で自立した生活を送れるように、室内外に手すりを取付けたり、敷居等の段差を解消する工事に対して、改修費用の7～9割が保険者(鳩山町)から支給される制度をいいます。なお、 <u>住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、利用者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮し、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとされています。</u>
対象者	【基本事項】 鳩山町において、介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている利用者 ----- 【注意点】 ○賃貸や親族宅等の一時滞在先については、支給対象外となります(被保険者証に記載されている住所地のみが支給対象)。 ○認定申請中でも住宅改修は可能ですが、工事完了書類の提出は、介護度確定後となります。審査の結果、「非該当」となった場合は、支給対象外として全額自費になりますので、ご注意ください。 ○入院(所)中の方については、退院(所)の予定が確定している場合のみ、支給対象となりますが、住宅改修後に退院(所)が困難となった場合は、全額自費となります。
対象工事 ※詳細は、(2)対象となる工事を確認してください。	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)に規定される工事
申請区分 ※詳細は、(3)住宅改修から改修費支給の流れを確認してください。	○受領委任払 利用者が自己負担分(1～3割)のみを支払い、施工業者が保険給付分(7～9割)を保険者(鳩山町)に請求する方式です。 ○償還払 利用者が改修費全額を支払い、利用者が保険給付分(7～9割)を保険者(鳩山町)に請求する方式です。
支給限度基準額	【基本事項】 住宅改修費について、利用上限枠として支給限度基準額が定められています。支給限度基準額は、20万円となります。 内訳は、保険給付分7～9割(14万～18万)と自己負担分1割～3割(6万～2万)です。 ----- 【注意点】 ○支給限度基準額は、原則、リセットされません(生涯20万円)。 ○原則、一度、利用上限枠を使い切ると住宅改修費の支給は行われませんが、「介護の必要の程度の段階変更(3段階リセット)」、「転居時」は、1回限りで支給限度基準額がリセットされます。詳しくは、(7)支給限度基準額のリセットを確認してください。

(2)対象となる工事

介護保険住宅改修費の支給対象となる工事については、以下のとおりです。

項目	内 容
①手すりの取付け	【基本事項】 ○廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作の補助を目的として設置するもの ○手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。 【注意】 福祉用具貸与の「手すり」に該当するものは支給対象外となります。
②段差の解消	【基本事項】 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消を目的とし、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。 【注意】 ○福祉用具貸与の「手すり」及び福祉用具購入の「浴室内すのこ」該当するものは支給対象外となります。 ○昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は、支給対象外となります。
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	【基本事項】 居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。
④引き戸等への扉の取替え	【基本事項】 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。 【注意点】 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は、支給対象外となります。
⑤洋式便器等への便器の取替え	【基本事項】 和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する 경우가一般的に想定されます。 【注意点】 ○福祉用具購入の「腰掛便座」該当するものは支給対象外となります。 ○和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。 ○非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれません。

⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	【基本事項】 ①手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ②段差の解消 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更
-----------------------------------	--

★参考文献

厚生労働省 HP 掲載文書「介護保険制度における住宅改修の概要」

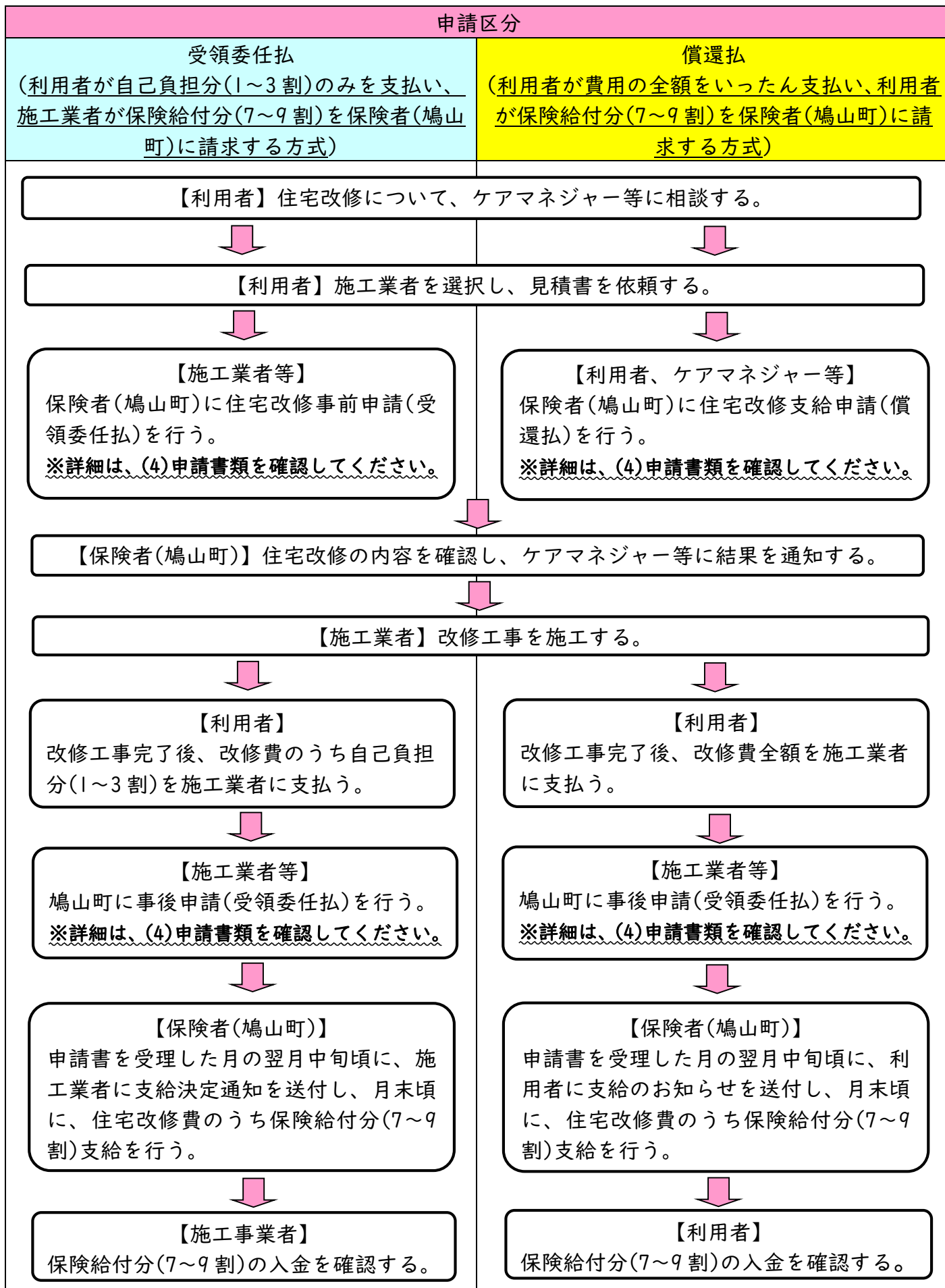
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001016043.pdf>

厚生労働省 HP 掲載文書「介護報酬改定 Q&A（福祉用具・住宅改修分抜粋）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001640816.pdf>

(3)住宅改修から改修費支給の流れ

利用者が住宅改修を行い、改修費が支給されるまでの流れについては、以下のとおりです。



(4)申請書類【申請方法は、窓口申請と郵送申請のいずれかになります。】

住宅改修(受領委任払)に係る申請書類については、以下のとおりです。

申請区分	事前申請書類(基本書類)	注意点
受領委任払	①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書(受領委任払用) ※様式第5号	利用者の同意を必ず得てください。
	②理由書	
	③見積書	原則2社分の見積書が必要です。
	④平面図	
	⑤改修前の写真(日付入り)	手すり等の設置場所を記載してください。
	事前申請書類(必要な場合のみ)	注意点
	⑥介護保険住宅改修1社見積りの理由書	1社見積りとする理由を経緯等も含めて記載してください。
	⑦介護保険住宅改修に係る住宅所有者の承諾書	住宅所有者が利用者以外の場合は、所有者の承諾を得てください。
	⑧介護保険住宅改修に係る代表相続人の承諾書	住宅所有者が死亡しており、代表相続人から承諾を得る場合に使用してください。
	事後申請書類(基本書類)	注意点
	①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(受領委任払用) ※様式第7号	利用者の同意を必ず得てください。
	②内訳書	見積書と同額のもの(軽微な変更を除く。)
	③改修前後の写真(日付入り)	
	④請求書 ※様式第8号	領収日以降の日付を記載してください。
	⑤領収書	原本を提出してください。 ※窓口申請の場合は、確認後その場で原本を返却します。 ※郵送申請の場合は、支給決定通知書送付時に返却します。

事前申請後に、手すりの向きの変更等施工内容に軽微な変更が生じた場合は、以下の書類を変更箇所施工前に保険者(鳩山町)に提出してください。

申請区分	届出書類	注意点
受領委任払	介護保険住宅改修に係る軽微な変更に関する届出書(受領委任払用)	○届出書に変更予定箇所の写真を添付してください。 ○金額の変更がある場合は、見積書を添付してください。

事前申請後に、諸事情により申請を取り下げる場合は、以下の種類を保険者(鳩山町)に提出してください。

申請区分	届出書類	注意点
受領委任払	介護保険住宅改修申請取下書	取下理由について、経緯等を含めて記載してください。

★申請書類は、鳩山町ホームページからダウンロードしてください。

https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/kenkou_fukushi_kaigo/nursing_insurance/page003325.html

住宅改修(償還払)に係る申請書類については、以下のとおりです。

申請区分	事前申請書類(基本書類)	注意点
償還払	①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書 ※様式第21号	ケアマネジャー等が代理申請を行う場合は、代理申請欄を記載してください。
	②理由書	
	③見積書	受領委任払のとおり
	④平面図	受領委任払のとおり
	⑤改修前の写真(日付入り)	受領委任払のとおり
	事前申請書類(必要な場合のみ)	注意点
	⑥介護保険住宅改修・社見積りの理由書	受領委任払のとおり
	⑦介護保険住宅改修に係る住宅所有者の承諾書	受領委任払のとおり
	⑧介護保険住宅改修に係る代表相続人の承諾書	受領委任払のとおり
	⑨委任状兼口座変更届	利用者以外の口座に振込を希望する場合
	事後申請書類(基本書類)	注意点
	①内訳書	受領委任払のとおり
	②改修前後の写真(日付入り)	
	③領収書	受領委任払のとおり
	事後申請書類(必要な場合のみ)	注意点
	④申立書	利用者が死亡等により資格喪失した場合

事前申請後に、手すりの向きの変更等施工内容に軽微な変更が生じた場合は、以下の書類を変更箇所施工前に保険者(鳩山町)に提出してください。

申請区分	届出書類	注意点
償還払	介護保険住宅改修に係る軽微な変更に関する届出書(償還払用)	受領委任払のとおり

事前申請後に、諸事情により申請を取り下げの場合は、以下の種類を保険者(鳩山町)に提出してください。

申請区分	届出書類	注意点
償還払	介護保険住宅改修申請取下書	受領委任払のとおり

★申請書類は、鳩山町ホームページからダウンロードしてください。

https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/kenkou_fukushi_kaigo/nursing_insurance/page003325.html

(5)記入例

□申請区分：受領委任払

□申請時期：事前申請

□申請書類：①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書(受領委任払用)(様式第5号)

様式第5号(第7条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書(受領委任払用)

フリガナ	ハトヤマ タロウ	保険者番号		1	1	3	4	8	0			
被保険者氏名	鳩山 太郎	被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
		個人番号										
生年月日	昭和26年4月1日		要介護度等		要介護1							
認定有効期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日											
住所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 電話番号049(296)1210											
住宅の所有者	鳩山 花子 本人との関係(妻)											
改修の内容・箇所及び規模	☒ 1.手すりの取付け					業者名		△△△△株式会社 ××××事業所				
	☐ 2.段差の解消					業者連絡先		049(296)1111				
	☐ 3.滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更					着工予定日		令和8年 6月 25日				
	☐ 4.引き戸等への扉の取替え					完成予定日		令和8年 6月 30日				
	☐ 5.洋式便器等への便器の取替え											
☐ 6.付帯工事												
改修予定費用	100,000 円											
鳩山町長 宛て 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和8年 6月 10日 〒350-0321 申請者 所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼111-11 事業所番号 0123456789 (受領委任事業所) 事業所名 △△△△株式会社××××事業所 電話番号 049(296)1111 代表者氏名 ○○ ○○ 上の事業所に居宅介護(介護予防)住宅改修費の請求及び受領を委任します。 被保険者番号 0000012345 被保険者住所 鳩山町大字大豆戸184-16 被保険者氏名 鳩山 太郎												

注意 ・この申請者に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修の予定の状態が確認できるもの(写真又は簡単な図面)を提出してください。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者ではない場合は所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	ゆうちょ	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号									
	金融機関コード		店舗番号		1 普通									
	9	9	0	0	0	3	8	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ		△△△△カブシキカイシャ タチバナリミテツク ○○ ○○											
	口座名義人		△△△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○											

町記入欄

滞納保険料	口金口座	要介護度	要支援1・2	負担	1割 2割 3割
記載不要					
支給					
既					
支給残額	円				

☐申請区分：受領委任払

☐申請時期：事前申請

☐申請書類：⑥介護保険住宅改修Ⅰ社見積りの理由書

令和 8 年 6 月 10 日

介護保険住宅改修Ⅰ社見積りの理由書

鳩山町長 宛て

申請者（住宅改修の利用者）

住 所 鳩山町大字大豆戸 184-16

氏 名 鳩山 太郎

被保険者番号 0000012345

Ⅰ 社見積りの理由について

（※Ⅰ社見積りの理由を経緯等も含めて記載してください。）

※「本人の強い希望により」のみだけではなく、経緯等も記載してください。

☐申請区分：受領委任払

☐申請時期：事前申請

☐申請書類：⑦介護保険住宅改修に係る住宅所有者の承諾書

令和8年6月10日

介護保険住宅改修に係る住宅所有者の承諾書

鳩山町長 宛て

住宅所有者

住 所 鳩山町大字大豆戸 184-16

氏 名 鳩山 花子 

続 柄 妻

私は、下記表示の住宅に、鳩山 太郎 が

介護保険住宅改修による工事を行うことを承諾します。

住宅改修を行う住宅の所在地

鳩山町 大字大豆戸 184-16

☐申請区分：受領委任払

☐申請時期：事前申請

☐申請書類：⑧介護保険住宅改修に係る代表相続人の承諾書

令和8年6月10日

介護保険住宅改修に係る代表相続人の承諾書

鳩山町長 宛て

代表相続人

住 所 鳩山町大字大豆戸 184-16

氏 名 鳩山 次郎

続 柄 子



下記表示の住宅の所有者(氏名：鳩山花子 死亡年月日：令和8年6月1日)
が死亡しているため、私が代表相続人となり、介護保険住宅改修を行うことを
承諾します。

なお、この届出について、他の相続人等から異議がありましても相続人の間
で解決いたしますので、鳩山町には一切ご迷惑をおかけいたしません。

住宅改修を行う住宅の所在地

鳩山町 大字大豆戸 184-16

□申請区分：受領委任払

□申請時期：事後申請

□申請書類：①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(受領委任払用)(様式第7号)

様式第7号(第9条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(受領委任払用)

フリガナ	ハトヤマ タロウ	保険者番号	113480
被保険者氏名	鳩山 太郎	被保険者番号	0000012345
生年月日	昭和26年4月1日	個人番号	
認定有効期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
住所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16	電話番号	049(296)1210
住宅の所有者	鳩山 花子	本人との関係	(妻)
住宅改修先住所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16		
改修の内容・箇所及び規模	☒ 1. 手すりの取付け	業者名	△△△株式会社 ×××事業所
	☐ 2. 段差の解消	業者連絡先	049(296)1111
	☐ 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	着工日	令和8年6月25日
	☐ 4. 引き戸等への扉の取替え	完成日	令和8年6月30日
☐ 5. 洋式便器等への便器の取替え			
☐ 6. 付帯工事			
改修費用	100,000 円		
改修予定費用から改修費用で変更があった場合の理由	(※介護保険住宅改修に伴う軽微な変更に関する届出書(受領委任払い用)を提出した事業所で、改修費用に変更があった場合のみ記載してください。)		
事前承認番号	(※介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承認(不承認)通知書<様式第6号>に記載されている場合を転記してください。)		
鳩山町長 宛て 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和8年7月6日 〒350-0321 申請者 所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼111-11 事業所番号 0123456789 (受領委任事業所) 事業所名 △△△株式会社×××事業所 電話番号 049(296)1111 代表者氏名 ○○ ○○			
上の事業所に居宅介護(介護予防)住宅改修費の請求及び受領を委任します。 被保険者番号 0000012345 被保険者住所 鳩山町大字大豆戸184-16 被保険者氏名 鳩山 太郎			

注意 ・この申請者に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修の予定の状態が確認できるもの(写真又は簡単な図面)を提出してください。

・工事終了後、住宅改修に要した領収書、工事費内訳書、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を提出してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者ではない場合は所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	ゆうちょ銀行 信用金庫 農協	本店支店 ()	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗番号	1 普通 2 当座預金 3 その他 ()	1 2 3 4 5 6 7
	フリガナ	△△△△が'シガ'イヤ'ダ'化ヨウリマリヤ' ○○ ○○		
	口座名義人	△△△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○		

町記入欄

滞納保険	要支給1、2		負担
支給限度	記載不要		
既支給済			
支給残額			円

□申請区分：受領委任払

□申請時期：事後申請

□申請書類：④請求書(日付入り)(様式第8号)

様式第8号(第9条関係)

介護保険住宅改修請求書

介護保険住宅改修(受領委任払)として、下記のとおり請求いたします。

令和 8 年 7 月 6 日

鳩山町長 宛て

請求者 所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 111-11
事業者名称 △△△△株式会社××××事業所
代表者氏名 ○○ ○○ 印
電話番号 049(296)1111

請求金額	90,000 円		
被保険者番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5	被保険者氏名	鳩山 太郎
改 修 金 額	被保険者負担額 (1 割、2 割又は 3 割)	保険給付額 (9 割、8 割又は 7 割)	
100,000 円	10,000 円	90,000 円 ※ 1 円未満切捨て	

※利用限度額は、20 万円（請求金額は 18 万円、16 万円又は 14 万円）までです。

□申請区分：受領委任払

□申請時期：－

□申請書類：介護保険住宅改修に係る軽微な変更に関する届出書(受領委任払用)

令和 8 年 6 月 25 日

介護保険住宅改修に係る軽微な変更に関する届出書
(受領委任払用)

鳩山町長 宛て

申請者(施工業者)

所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 111-11

事業所名 △△△△株式会社××××事業所

担当者名 ○○ ○○

先に、提出した「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書(受領委任払用)」の改修内容について、施工内容に軽微な変更が生じたので、下記のとおり報告します。

記

1. 変更理由

(※変更理由を経緯等も含めて記載してください。)

2. 変更内容

改修箇所	変更内容	変更前金額	変更後金額
浴室	浴室内の手すりを縦向きから横向きに変更	30,000 円	30,000 円
		円	円

※変更箇所の写真を添付してください。

※金額の変更がある場合は、見積書を再提出してください。

3. 変更内容の確認及び同意

上記の住宅改修の変更内容について、施工業者から説明を受け、変更内容に同意しました。

令和 8 年 6 月 25 日

本人署名 鳩山 太郎

□申請区分：受領委任払

□申請時期：届出書類

□申請書類：介護保険住宅改修申請取下書

介護保険住宅改修申請取下書

鳩山町長 宛て

令和8年6月10日付けて提出いたしました

☒介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書(受領委任払用)

□介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書

について、下記の理由により申請を取り下げます。

なお、本届出に紛議が生じても申立人が責任を持って解決します。

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
	住 所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16 電話番号 049(296)1210									
	フ リ ガ ナ	ハトヤマ タロウ									
	氏 名	鳩山 太郎									

届 出 人 (申 立 人)	事 前 申 請 日	令和8年6月10日	取 下 日	令和8年6月12日
	住 所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16 電話番号 049(296)1210		
	フ リ ガ ナ	ハトヤマ ハナコ		
	氏 名	鳩山 花子		

取下理由	(※取下理由について、経緯等を含めて記載してください。)
------	------------------------------

※1 届出人(申立人)と被保険者が同じ場合は、届出人(申立人)欄の住所及び氏名は同上と記載してください。

※2 被保険者が死亡しているなどの特別な事情により本書を提出できない場合は、ご家族様やケアマネジャー等の代理提出が可能です。

□申請区分：償還払

□申請時期：事前申請

□申請書類：①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(様式第21号)

様式第21号(第19条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書

フリガナ	ハトヤマ タロウ	保険者番号	113480									
被保険者氏名	鳩山 太郎	被保険者番号	0000012345									
		個人番号										
生年月日	昭和26年4月1日		要介護度等	要介護1								
認定有効期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日											
住所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 電話番号049(296)1210											
住宅の所有者	鳩山 花子 本人との関係(妻)											
住宅改修先住所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16											
改修の内容・箇所及び規模	☒ 1. 手すりの取付け ☐ 2. 段差の解消 ☐ 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☐ 4. 引き戸等への扉の取替え ☐ 5. 洋式便器等への便器の取替え ☐ 6. 付帯工事					業者名	△△△株式会社 ×××事業所					
						業者連絡先	049(296)1111					
						着工日	令和8年6月25日					
						完成日	令和8年6月30日					
改修費用	100,000 円											
改修予定費用から改修費用で変更があった場合の理由												
事前承認番号												
鳩山町長 宛て 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和8年6月10日 〒350-0321 電話番号 049(296)1210 住所 鳩山町大字大豆戸184-16 被保険者との関係 本人 申請者 氏名 鳩山 太郎 個人番号 ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。												
代理申請を行う事業所情報	事業所名称	居宅介護支援事業所××××										
	事業所種別	居宅介護支援										

注意 ・この申請者に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修の予定の状態が確認できるもの(写真又は簡単な図面)を提出してください。

・工事終了後、住宅改修に要した領収書、工事費内訳書、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を提出してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者ではない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	☐ 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要) 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。											
	☒ 振込口座を指定する											
口座振込依頼欄	ゆうちょ銀行 信用金庫 農協 ()	〇三八	本店 支店 ()	種目	口座番号							
	金融機関コード		店舗番号		1 普通 2 当座預金 3 その他 ()							
	9 9 0 0	0 3 8			1 2 3 4 5 6 7							
	フリガナ		ハトヤマ タロウ									
口座名義人		鳩山 太郎										

☐申請区分：償還払

☐申請時期：事前申請

☐申請書類：⑥介護保険住宅改修・社見積りの理由書

受領委任払のとおり

☐申請区分：償還払

☐申請時期：事前申請

☐申請書類：⑦介護保険住宅改修に係る住宅所有者の承諾書

受領委任払のとおり

☐申請区分：償還払

☐申請時期：事前申請

☐申請書類：⑧介護保険住宅改修に係る代表相続人の承諾書

受領委任払のとおり

□申請区分：償還払

□申請時期：事前申請

□申請書類：⑨委任状兼口座変更届

令和8年6月10日

委任状兼口座変更届

鳩山町長 宛て

(委任者)

住所 鳩山町大字大豆戸 184-16
氏名 鳩山 太郎

私は、居宅介護(介護予防)住宅改修の費用の受領について、以下の者に委任します。

(受任者)

住所 鳩山町大字大豆戸 184-16
氏名 鳩山 花子

受任者口座情報

口座振込 依頼欄	銀 行 ゆうちょ 信用金庫 農 協 ()				本 店 〇三八 支 店 ()			種 目		口 座 番 号						
	金融機関コード				店舗番号			1 普通								
	9	9	0	0	0	3	8	2 当座預金	1	2	3	4	5	6	7	
								3 その他 ()								
	フリガナ				ハトヤマ ハナコ											
	口座名義人				鳩山 花子											

□申請区分：償還払

□申請時期：事後申請

□申請書類：④申立書

申 立 書

鳩山町長 宛て

故 鳩山 太郎 にかかる居宅介護(介護予防)住宅改修の費用の受領については、相続人を代表して私が受領いたしますので、下記口座への振込みをお願いします。

なお、この件について、他の相続人と紛議が生じても私が責任を持って処理し、一切の責任を負うことを申し添えます。

口座振込 依頼欄	銀行 ゆうちょ 信用金庫 農 協 ()		本店 〇三八 支店 ()		種 目		口 座 番 号									
	金融機関コード				店舗番号			1 普通								
	9 9 0 0				0 3 8			2 当座預金 3 その他 ()		1 2 3 4 5 6 7						
	フリガナ				ハトヤマ ハナコ											
	口座名義人				鳩山 花子											

令和 8 年 7 月 6 日

申立人(相続人代表)

住所 鳩山町大字大豆戸 184-16
氏名 鳩山 花子
電話番号 049-296-1210
被相続人との続柄 妻

□申請区分：償還払

□申請時期：－

□申請書類：介護保険住宅改修に係る軽微な変更に関する届出書(償還払用)

令和 8 年 6 月 25 日

介護保険住宅改修に係る軽微な変更に関する届出書 (償還払用)

鳩山町長 宛て

申請者(施工業者)

所在地 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 111-11

事業所名 △△△△株式会社××××事業所

担当者名 ○○ ○○

先に、提出した「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書」の改修内容について、施工内容に軽微な変更が生じたので、下記のとおり報告します。

記

1. 変更理由

(※変更理由を経緯等も含めて記載してください。)

2. 変更内容

改修箇所	変更内容	変更前金額	変更後金額
浴室	浴室内の手すりを縦向きから横向きに変更	30,000 円	30,000 円
		円	円

※変更箇所の写真を添付してください。

※金額の変更がある場合は、見積書を再提出してください。

3. 変更内容の確認及び同意

上記の住宅改修の変更内容について、施工業者から説明を受け、変更内容に同意しました。

令和 8 年 6 月 25 日

本人署名 鳩山 太郎

□申請区分：償還払

□申請時期：－

□申請書類：介護保険住宅改修申請取下書

介護保険住宅改修申請取下書

鳩山町長 宛て

令和8年6月10日付けて提出いたしました

☒介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書(受領委任払用)

☐介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書

について、下記の理由により申請を取り下げます。

なお、本届出に紛議が生じても申立人が責任を持って解決します。

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
	住 所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16 電話番号 049(296)1210									
	フ リ ガ ナ	ハトヤマ タロウ									
	氏 名	鳩山 太郎									

届 出 人 (申 立 人)	事 前 申 請 日	令和8年6月10日	取 下 日	令和8年6月12日
	住 所	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16 電話番号 049(296)1210		
	フ リ ガ ナ	ハトヤマ ハナコ		
	氏 名	鳩山 花子		

取下理由	(※取下理由について、経緯等を含めて記載してください。)
------	------------------------------

※1 届出人(申立人)と被保険者が同じ場合は、届出人(申立人)欄の住所及び氏名は同上と記載してください。

※2 被保険者が死亡しているなどの特別な事情により本書を提出できない場合は、ご家族様やケアマネジャー等の代理提出が可能です。

(6) 支給限度基準額のリセット

原則、一度、利用上限枠を使い切ると住宅改修費の支給は行われませんが、「介護の必要の程度の段階変更(3段階リセット)」及び「転居時」は、1回限りで支給限度基準額(20万円)がリセットされます。

項目	内容																					
介護の必要の程度の段階 変更(3段階リセット) とは	国省令により、過去に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている場合は、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、1回限りで支給限度基準額(20万円)がリセットされます。																					
介護の必要の程度とは	要介護等状態区分を基準とする「介護の必要の程度」の段階が3段階上がった場合、1回限りで支給限度基準額(20万円)がリセットされます(下表参照)。 <table><tr><th>介護の必要の程度</th><th>要介護等状態区分</th><th>3段階リセット可能な介護</th></tr><tr><td>第6段階</td><td>要介護5</td><td>要支援1～要介護21</td></tr><tr><td>第5段階</td><td>要介護4</td><td>要支援1～要介護1</td></tr><tr><td>第4段階</td><td>要介護3</td><td>要支援1のみ</td></tr><tr><td>第3段階</td><td>要介護2</td><td></td></tr><tr><td>第2段階</td><td>要支援2／要介護1</td><td></td></tr><tr><td>第1段階</td><td>要支援1</td><td></td></tr></table>	介護の必要の程度	要介護等状態区分	3段階リセット可能な介護	第6段階	要介護5	要支援1～要介護21	第5段階	要介護4	要支援1～要介護1	第4段階	要介護3	要支援1のみ	第3段階	要介護2		第2段階	要支援2／要介護1		第1段階	要支援1	
介護の必要の程度	要介護等状態区分	3段階リセット可能な介護																				
第6段階	要介護5	要支援1～要介護21																				
第5段階	要介護4	要支援1～要介護1																				
第4段階	要介護3	要支援1のみ																				
第3段階	要介護2																					
第2段階	要支援2／要介護1																					
第1段階	要支援1																					
具体例	○パターン①：要支援1の時には住宅改修を利用せず、要介護1の時にはじめて住宅改修を利用。その後、変更申請等により、要介護3の認定を受けたが、3段階リセットの対象となるのか。 ⇒3段階リセットは、「はじめて住宅改修に着工した時点の介護度」を基準としています。そのため、はじめて住宅改修を利用した際の要介護1を基準とし、3段階上がった要介護4の認定期間内に住宅改修を行う場合に、3段階リセットが適用されます。 ○パターン②：要介護1の時にはじめて住宅改修を行い、10万円を利用。その後、要介護3の時に残りの10万円を利用したが、変更申請等により、要介護4の認定を受けたが、3段階リセットの対象となるのか。 ⇒パターン①と同様の考え方となり、3段階上がった要介護4の認定期間内に住宅改修を行う場合に、3段階リセットが適用されます。 ○パターン③：要介護1の時にはじめて住宅改修を行い、12万円を利用。その後、変更申請等により、要介護4の認定を受けたが、3段階リセットの対象となるのか。 ⇒パターン①と同様の考え方となるが、3段階リセットを適用する場合は、支給可能残額8万円もリセットされ、再度20万円からの利用となります(28万円とはならない。)																					

	○パターン④： ⇒要介護Ⅰの時にはじめて住宅改修を行い、20万円を利用。その後、転居により支給限度基準額がリセットされ、転居後の住宅で、再度、住宅改修を行い20万円を利用。その後、変更申請等により、要介護Ⅳの認定を受けたが、3段階リセットの対象となるのか。 ⇒転居リセット後の新しい住宅においてはじめて住宅改修を行う日が基準となるため、引越し前の介護度と比較して3段階上がっていても3段階リセットは適用されません。
注意点	○「介護の必要の程度」の段階は、自動的にリセットされるわけではなく、その時点で住宅改修を行わないと適用されません。 ○3段階リセットが適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度基準額は20万円からとなります。

(8)よくある質問

※準備中

(9)問合せ先

その他、介護保険住宅改修に関するご質問等は、下記担当まで問合せください。

住 所	〒350-0392
	埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16
担 当	鳩山町役場長寿福祉課 介護保険担当
電話番号	049-296-1210(直通)
E-MAIL	hl90@town.hatoyama.lg.jp